

○官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領

昭和 53 年 11 月 21 日 建設省営管第 383 号
最終改正 令和 6 年 10 月 1 日 国 営 管 第 287 号

国土交通省大臣官房官庁営繕部長 から 国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長あて

(目的)

第 1 官庁営繕部の所掌する測量、建設コンサルタント業務(土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負、又は受託を行う業務をいう。以下同じ。)、地質調査業務(地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。以下同じ。)等の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和 55 年政令第 300 号)、契約事務取扱規則(昭和 37 年大蔵省令第 52 号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和 55 年大蔵省令第 45 号)、国土交通省所管会計事務取扱規則(平成 13 年国土交通省訓令第 60 号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(一般競争参加資格)

第 2 官庁営繕部長は、規則第 34 条第 1 項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格(以下「一般競争参加資格」という。)を定めるときは、次の各号によるものとする。

一 次のイからホまでに掲げる者でないこと。

イ 令第 70 条に該当する者

ロ 令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ハ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ニ 第 4 の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ホ 営業に関し法律上必要な資格を有しない者

二 次のイからニまでに掲げる項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与すること。

イ 定期又は随時の一般競争参加資格審査(規則第 34 条第 4 項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。)の申請をする日の直前の事業年度の終了日(以下「審査基準日」という。)の直前 2 年の各事業年度の希望業種区分(当該申請に係る一般競争に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。)ごとの年間平均実績高

- ロ 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
- ハ 審査基準日における業種区分ごとの有資格者(業種区分に応じ、別表1の有資格者の欄に掲げる者をいう。)の数
- ニ 審査基準日までの営業年数

(業種区分)

第3 一般競争参加資格審査の業種区分は次の各号に掲げるものとする。

- 一 測量
- 二 建築関係建設コンサルタント業務
- 三 地質調査業務

(一般競争参加資格審査の実施)

第3の2 一般競争参加資格審査は、2年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等)

第4 官庁営繕部長は一般競争参加資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。)に対し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(以下「資格審査申請書」という。)(様式1)を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 業態調書(様式2)
- 二 営業所一覧表(様式3)
- 三 技術者経歴書(様式4)

四 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書(不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商業登記簿謄本を含む。)又はこれの写し(様式5)

五 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し(様式6)

六 申請者が法人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書(様式7)

七 納税証明書の写し(申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

3 申請者がインターネットを使用して申請する場合(以下「インターネット方式」という。)は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査用データを入力画面上において作成し、送信させ、前項第四号から第七号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第七号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

3の2 インターネット方式の場合において、申請者が建設関連業の登録業者に関する情報提供システム（以下、「建設関連業システム」という。）に登録され、定期の一般競争参加資格申請を行う申請内容が、建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は、第2項第五号、第六号及び第4項第一号、第二号及び第三号に定める書類の添付を省略することができるものとする。

4 第2項の場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める書類をもって第2項第四号及び第五号に掲げる書類並びに同項第三号及び第六号に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができるものとする。

一 測量業者（測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）

測量法第55条の8に規定する書類の写し

二 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

三 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

（資格審査申請書等の提出時期）

第5 資格審査申請書又は資格審査用データの提出時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 定期の一般競争参加資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で官庁営繕部長が定める期間

二 随時の一般競争参加資格審査にあつては、随時

（資格審査申請書の提出方法等）

第5の2 第4第1項の規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

一 文書持参方式（定期の一般競争参加資格審査を除く。）

二 文書郵送方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）

三 電子メール方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）

2 インターネット方式による場合における第4第2項第四号から第七号までに掲げる書類の提出は、郵送によるものとする。

3 第4第1項の規定による提出は、当該申請者の本社（本店）の所在地を受付担当部局（別表2に掲げるところによるものとする。第11第3項において同じ。）とする地方整備局の長に対して行わせるものとする。

（一般競争参加資格審査）

第6 官庁営繕部長は、規則第34条第4項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行なうときは、次の各号によるものとする。

- 一 第2第一号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。
- 二 前号に掲げる者以外の者については、希望業種区分ごとに、第2第二号の総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均実績高の順)に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。

(審査会)

第7 官庁営繕部長は、一般競争参加資格審査の予備審査を行なうため、競争参加資格審査会(以下「審査会」という。)を設けるものとする。

2 審査会の会長は官庁営繕部長とし、審査員は大臣官房審議官(官庁営繕部長が指定した者に限る。以下同じ。)、官庁営繕部各課長及び官庁営繕部長が指名した者とするものとする。

3 審査会は2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。

4 審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

5 会長に長期にわたる事故等がある場合は、大臣官房審議官がこれを代行するものとする。

6 何人も審査会の会議の内容を他に洩らしてはならない。

(一般競争参加資格の有効期間)

第8 第6の規定により認定した一般競争参加資格の有効期間は、その認定の日から次期の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

(有資格業者名簿の様式)

第9 官庁営繕部長は、規則第34条第4項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿(様式特2)により行うものとする。

(一般競争参加資格認定通知書の様式)

第10 官庁営繕部長は、規則第34条第6項の規定により通知するときは、一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(様式特3(イ)及び(ロ))により行うものとする。

(変更等の届出)

第11 官庁営繕部長は、申請者又は第6第二号の規定により、一般競争参加資格があると認定した者(以下「有資格業者」という。)が、次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、すみやかに、その旨を届出させるものとする。

- 一 死亡したときは、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
- 三 法人が破産により解散したときは、破産管財人
- 四 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 廃業したときは、本人又は役員

2 官庁営繕部長は、有資格業者に第10の通知をした後において次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式8)によりその旨を届け出させるものとする。

- 一 住所、電話番号又はファクシミリ番号(営業所の新設又は廃止の場合を含む。)
- 二 商号又は名称
- 三 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名

四 本社（本店）以外の営業所（一般社団法人及び一般財団法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号

五 資格審査申請書に記載した登録を受けている事業

六 業務に係る登録の有無及び希望業務

七 資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項

3 前2項の規定による届出は、申請者又は有資格業者の本社（本店）の所在地を受付担当部局とする地方整備局の長に対して行わせるものとする。

4 地方整備局の長は、前項の届出があつたときは、その内容を官庁営繕部所属の支出負担行為担当官等に通知するものとする。

（一般競争参加資格の認定の取消し等）

第12 官庁営繕部長は、有資格業者から第11第1項の届出があつたときは、審査会の予備審査を経ないで直ちに、第2第一号イからホまでの一に該当することとなつたとき、又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て、それぞれ一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

2 官庁営繕部長は、前項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争（指名競争）参加資格認定取消通知書（様式特4）により当該有資格業者又は第11第1項各号に掲げる者にその旨を通知するとともに、第9の有資格業者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を官庁営繕部所属の支出負担行為担当官等に通知するものとする。

（指名競争参加資格）

第13 官庁営繕部長は、規則第36条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

（指名基準）

第14 官庁営繕部長は、規則第36条第1項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準を定めるときは、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 支出負担行為担当官等は、測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務を指名競争に付そうとするときは、当該業務の予定価格等を勘案して指名しなければならない。

二 支出負担行為担当官等は、指名競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからトまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

イ 不誠実な行為の有無

ロ 審査基準日以降における経営状況

ハ 審査基準日以降における業務成績

ニ 手持業務の状況

ホ 当該業務における技術的適性

ヘ 審査基準日以降における安全管理の状況

ト 審査基準日以降における労働福祉の状況

（随意契約における業者選定）

第15 随意契約による場合の業者の選定は、原則として有資格業者の中から選定するものとする。

（秘密の保持）

第16 指名業者等の選定については、取扱者以外の者に洩れないよう秘密の保持に留意しなければならない。

附 則 [略]

附 則（令和 6 年10月 1 日付け国営管第287号）

この通知による改正後の官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領は、官庁営繕部の所掌する測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約を令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

[沿 革]

昭和 55 年 11 月 22 日一部改正	平成 25 年 3 月 29 日一部改正
昭和 59 年 2 月 23 日一部改正	平成 27 年 3 月 31 日一部改正
平成 17 年 3 月 31 日一部改正	平成 29 年 3 月 22 日一部改正
平成 19 年 3 月 30 日一部改正	平成 30 年 9 月 28 日一部改正
平成 21 年 3 月 27 日一部改正	令和 4 年 3 月 7 日一部改正
平成 23 年 3 月 29 日一部改正	令和 4 年 10 月 13 日一部改正

別表 1

業 種 区 分	有 資 格 者
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計 1 級建築士証の交付を受けている者、設備設計 1 級建築士証の交付を受けている者、1 級建築士の免許を受けている者（構造設計 1 級建築士証又は設備設計 1 級建築士証の交付を受けている者を除く）、又は 2 級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 の建築設備士である者及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者。
地質調査業務	技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者及び一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

別表 2

申請者の本社（本店）の所在地	受付担当部局
北海道並びに青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各県	東北地方整備局
東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨各県	関東地方整備局
新潟、富山、石川及び長野（長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。）各県	北陸地方整備局
岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）各県	中部地方整備局
京都及び大阪各府並びに福井、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山各県	近畿地方整備局
鳥取、島根、岡山、広島及び山口各県	中国地方整備局
徳島、香川、愛媛及び高知各県	四国地方整備局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄各県	九州地方整備局

01

1:新規
2:更新

※02 受付番号

※03 業 者 コ ー ド

※ 申請者
04 の規模

05 適格組
合証明 第

平成・令和 年 月 日
号

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

令和 年度において、貴 で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日
殿

06

本社(店)郵便番号

—

07

法人番号

フリガナ

08

本社(店)住所

フリガナ

09

商号又は名称

10

役職

フリガナ

代表者氏名

フリガナ

11

担当者氏名

12

本社(店)電話番号

13

担当者電話番号

(内線番号

)

14

本社(店)FAX番号

15

電子入札用ICカードの登録番号

16

メールアドレス

(17 代理申請時使用欄)

17

申請代理人

申請代理人郵便番号

申請代理人住 所

申請代理人氏 名

申請代理人電話番号

18 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測 量 業 者	号	年 月 日	建 築 士 事 務 所	号	年 月 日	建 設 コ ン サ ル タ ン ト	号	年 月 日
地 質 調 査 業 者	号	年 月 日	補 償 コ ン サ ル タ ン ト	号	年 月 日	不 動 産 鑑 定 業 者	号	年 月 日
土 地 家 屋 調 査 士	号	年 月 日	司 法 書 士	号	年 月 日	計 量 証 明 事 業 者	号	年 月 日
	号	年 月 日		号	年 月 日		号	年 月 日

19 設立年月日(和暦)

明治 大正
昭和 平成
令和

年

月

日

20 みなし大企業

☐ 下記のいずれかに該当する ☐ 該当しない

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※ 受付番号	
--------	--

※ 業者コード	
---------	--

21 測量等実績高

[illegible]

22 有資格者数(人)

[illegible][illegible]

第一種電気主任技術者	伝送交換線路主任技術者	A P E C エンジニア	RCCM	地質調査技士	補償業務管理士	公共用地経験者	土地家屋調査士	司法書士

※ 受付番号

※ 業者コード

23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																					補償コンサルタント業務								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
河川、砂防及び 海岸、海洋	空港 港湾及び	電力土木	道路	鉄道	工業用水道及び 上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び 地方計画	地質	基礎 土質及び	鋼構造及び コンクリート	トンネル	設備工計画、施工 及び積算	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・ 特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	

24 自己資本額	区分	直前決算時 (千円)
	① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金) 株 主 資 本	
	② 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
	③ 新 株 予 約 権	
	④ 株式引受権	
	⑤ 計 (P)	

25 損益計算書	税引前当期利益(千円)(S)	
26 貸借対照表	① 流動資産(千円)(m)	
	② 流動負債(千円)(n)	
	③ 固定資産(千円)(Q)	
	④ 総資本額(千円)(R)	

27 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)	(%)
	② 流動比率 (m/n×100)	(%)
	③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)	(%)

28 外資状況	1 外国籍会社 [国名 : _____]	3 日本国籍会社 [国名 : _____]
	2 日本国籍会社 [国名 : _____] (外資比率： 100%)	(外資比率： _____ %)

29 営業年数等	① 創 業	年 月 日
	② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
	③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
	④ 営 業 年 数	年

30 常勤職員の数 (人)	① 技 術 職 員	② 事 務 職 員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役職員等

※ ⑤は④の内数

※ 受付番号	
--------	--

※ 業者コード	
---------	--

測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)における企業ID

公共建築設計者情報システム(PUBDIS)における会社コード

(8桁又は10桁)

□ (8桁)

登録部門及び希望業務の確認

[illegible]

記載要領

- 1 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
2 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。
3 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。
4 工事監理(建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。

※受付番号

※業者コード

業 態 調 書（測量・建設コンサルタント等）

該当の有無について 有 ☐ 無 ☐

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの。)*所属する組合

1 法人番号

本店電話番号(代表)

組合を記載した場合 親会社等

☐

所属する組合

☐

更生会社*再生手続中の会社

☐

商号又は名称

本店住所

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの。)*所属する組合

2 法人番号

本店電話番号(代表)

組合を記載した場合 親会社等

☐

所属する組合

☐

更生会社*再生手続中の会社

☐

商号又は名称

本店住所

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定によるもの。)

法人番号

商号又は名称(40文字以内)

法人番号

商号又は名称(40文字以内)

1

11

2

12

3

13

4

14

5

15

6

16

7

17

8

18

9

19

10

20

役員の兼任に関する事項

役職名

氏名

兼任先の法人番号

兼任先の商号又は名称(40文字以内)

兼任先での役職

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。

2. 資本関係に関する事項のうち、親会社等*所属する組合については業種を問わず記載の対象となり、子会社等については地方整備局等(港湾空港関係を除く。)*が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。

3. 「親会社等*所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。

4. 役員の兼任に関する事項については、地方整備局等(港湾空港関係を除く。)*が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者の役員を兼任している役員を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、又は「その他」のいずれかを記載する。

「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通り。

取締役イ: 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

取締役ロ: 指名委員会等設置会社における取締役

取締役ハ: 社外取締役

取締役ニ: 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

取締役ホ: 上記イからニに掲げる者以外の取締役

※ 受付番号

※ 業者コード

営 業 所 一 覧 表

番号	営 業 所 名 称	郵便 番号	所 在 地	電 話 番 号 (上段)	営 業 区 域
				F A X 番 号 (下段)	
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－(ハイフン)」で区切ること。
- 4 「営業区域」の欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコードを記載すること。

※ 受付番号

※ 業者コード

技 術 者 経 歴 書

(種類)

氏 名	法 令 に よ る 免 許 等		実 務 経 歴	実務経験年月数
	名 称	取 得 年 月 日		
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

- 記載要領
- 1 本表は、業種区分(「測量」、「建築関係建設コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」、「地質調査」、「補償関係コンサルタント業務」)ごとに作成し、種類欄に記載する。
なお、技術士【上下水道部門】、【衛生工学部門】、二級土木施工管理技士、不動産鑑定士補、公共用地経験者は業種区分「その他」として記載すること。
 - 2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)
 - 3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

様式8

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届 (測量・建設コンサルタント等業務)

令和 年 月 日

殿

登 録 部 局 名
登 録 工 事 種 別 名
資 格 認 定 通 知 書 の
認 定 年 月 日 ・ 業 者 コード
住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
担 当 者 電 話 番 号

令和 年 月 日

〒

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。
- 3 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

別表

様式8

商号又は名称:

商号又は名称:

[illegible]

様式 特2

業 種 区 分

[illegible]

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書

記

郵便番号

住所

商号又は名称

殿

業者コード

受付番号

令和 年 月 日

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省大臣官房官庁営繕部長(公印省略)

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定(港湾空港関係を除きます。)しましたので、通知します。

なお、この通知書受領後に一般競争(指名競争)参加資格申請書(測量・建設コンサルタント等)の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

業	種	区	分

情報公開法に基づく開示請求があったときは、提出された申請書類(変更届を含む)は開示の対象となります。(法人、団体及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。)

有効期間	令和	年
	令和	年

一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書

郵便番号

住所

商号又は名称

殿

業者コード

受付番号

令和 年 月 日

〒100－8918

東京都千代田区霞が関2－1－2

国土交通省大臣官房官庁営繕部長(公印省略)

さきに令和 年 月 日付をもって一般競争(指名競争)参加資格がある旨
通知しましたが、右記の資格については、その認定を取り消したので、通知します。

記	
業 種 区 分	